

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託

特記仕様書

(現 施 設)

名護市 環境水道部 環境対策課

特記仕様書

(業務の概要等)

第1条 本業務の概要は以下のとおりである。

(1) 業務目的

本業務は、名護市新設廃棄物処理施設（新施設）の運転管理に伴い、名護市環境センター（現施設）の運転管理の必要性が生じた場合に、現施設の運転管理及び施設が正常に機能するよう保守するものである。

(2) 業務名

名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託

(3) 業務場所

沖縄県名護市字宇茂佐 1710 番地 3（現施設）

(4) 業務期間

令和6年11月1日～令和7年3月31日

(業務履行日等)

第2条 業務履行日は、次のとおりとする。

(1) 業務履行日

ア 業務履行日は、毎週月曜日から土曜日（祝日を含む）までの6日間を原則とする。

イ 前記アにかかわらず、1月1日及び1月2日は休日とし、12月31日又は1月3日が日曜日の場合は、勤務日とする。

(勤務時間及び勤務体制等)

第3条 現施設における勤務時間及び勤務体制は、次のとおりとし、名護市新設廃棄物処理施設運転管理等業務委託仕様書第8条に定める業務従事者より配置すること。

(1) 勤務時間

焼却施設班長1名、運転操作作業員2名、保守点検作業員1名（1直）
： 6時00分～14時45分

焼却施設班長1名、運転操作作業員2名、保守点検作業員1名（2直）
： 13時15分～22時00分

2 配置及び勤務体制については、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。

(現施設の概要)

第4条 現施設の主要施設及び設備等の一部は、次のとおりである。

1 ごみ焼却施設：(准連続式燃焼式ストーカ方式)：20 t / 8 h × 2 炉

(1) 受入・供給設備

ア 計量機	： 1 基
イ ごみピット	： 1 基
ウ ごみクレーン	： 2.60 t [吊上荷重] × 1 基
エ ごみ投入扉	： 2 基

(2) 燃焼設備

ア ごみ投入ホッパ・シュート	： 2 基
イ 燃焼装置 (ストーカ式)	： 2 基
ウ 給じん装置	： 2 基 (往復型プッシャ型)
エ 乾燥ストーカ	： 2 基
オ 燃焼ストーカ	： 2 基
カ 助燃バーナ	： 2 基
キ 再燃バーナ	： 2 基
ク 重油タンク	： 1 基

(3) 燃焼ガス冷却設備

ア ガス冷却室	： 2 基
イ 噴射水加圧ポンプ	： 2 基
ウ 冷却水ノズル	： 24 本

(4) 排ガス処理設備

ア 有毒ガス除却装置	： 1 基
イ バグフィルタ集じん装置	： 1 基
ウ バグフィルタ室	： 1 棟

(5) 通風設備

ア 押込送風機	： 1 基
イ 誘引送風機	： 1 基
ウ 煙道・風道設備	： 1 式
エ 二次燃焼用送風機	： 2 基
オ 煙突	： 1 基

(6) 灰出し設備

ア 炉下コンベヤ	： 2 基
イ ダストコンベヤ	： 4 基

- ウ 灰出しコンベヤ : 1 基
- エ 灰バンカ : 2 基
- (7) 付帯設備
 - ア 給排水設備 : 1 式
 - イ 計装制御設備 : 1 式
 - ウ Co-O₂分析計 : 1 基

(委託対象設備)

第5条 委託対象設備は、次の表のとおりとする。

施 設	設 備		
焼却施設	受入・供給設備	燃焼設備	燃焼ガス冷却設備
	通風設備	灰出し設備	付属設備
	建築設備		

(委託業務の内容等)

第6条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 焼却施設
 - ア ごみクレーンの運転管理
 - イ 中央制御装置の運転管理
 - ウ 焼却灰（主灰及び飛灰）の搬出運搬
 - エ 焼却残渣の搬出運搬
 - オ 施設の巡回及び点検
 - カ その他、関連する業務

(委託業務外の内容)

第7条 委託業務外の内容は、別紙2のとおりとする。

- 2 受託者は、委託者が行う法定点検及び年次点検に協力するとともに、その内容及び実施状況の確認を行うものとする。

(搬出対象ごみの搬出先)

第8条 現施設における搬出対象ごみ及び搬出先は、次の表のとおりである。

- (1) 搬出対象ごみ及び搬出先

項 目	搬 出 先
焼却灰（主灰）	株式会社 琉球セメント
焼却灰（飛灰）	名護市最終処分場
焼却残渣（鉄類等）	株式会社 宮里

（特別な業務体制）

第9条 委託者が行う定期点検整備等による休炉期間中等は、運転業務体制に代え、点検整備業務の応援及び保守業務の体制をとるものとする。

2 受託者は、委託者と協議の上、その他の体制をとることができる。